

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 刑事事件を起こした姪の 今後がどうなるか心配です…

親類の刑事事件のご相談です。今でも信じられないのですが、つい1週間前、妹の娘がその夫を殺してしまいました。姪は32歳で夫は4つ上、2人の間には5歳と3歳の子供がいます。6年前に見合い結婚をした相手は、一流の大学を卒業したエリートサラリーマンでおとなしそうです。ですが酒癖が非常に悪いことが結婚後に分かり、姪はずいぶん暴力も振るわれたようです。離婚話も何度か出たのですが、その度に妹は子供もまだ小さいので我慢をしたらと宥めていました。

ましてひどく、姪はつい傍にあって包丁で無我夢中で刺し、我々に返った時には相手は死んでいったとのこと。姪の電話を受けた妹夫婦は真夜中にかけて、朝方姪は自首しました。逮捕後留置場に弁護士がやってきて、姪は言われるがままにその弁護士と契約をしたようです。妹はなんだか若い弁護士であまり経験もなさそうだが、誰か

いい弁護士がいたら頼みたいと言っています。素人なので分からないのですが、この後姪はどうなるのでしょうか。正当防衛とか認められるのでしょうか、執行猶予がついて出てこられるのでしょうか、いろいろと教えて頂きたいと思っています。

なんともお気の毒なお話です。被害者は無念だし、そのご両親はどれほどか嘆き憤慨されておられることでしょう。姪御さんのご家族も大変ですし、何より子供さんが不憫です。こんな大事になるのなら、どんな苦労をしても離婚をすればよかったし、あるいは2人でとことん話し合って精神科医療を試みるべきでしたが、時既に遅いです。

## A 執行猶予がつくことや正当防衛は考えられないでしょう。 おそらく数年の刑期を務めることになるでしょう。

さて、逮捕後の勾留期間は20日間です。この間に警察と検察が事件の捜査をし、最後に検察が起訴をします。殺人なのでその後も保釈は認められず、裁判員裁判になって公判前整理手続制度が設けられたため、実際に裁判が始まるまでに数カ月かかると思っておいてください。裁判が始まれば3日ほどで判決が出ます。

包丁で向かってきたのならともかく、素手であれば包丁での防戦は防衛の程度を越えているし、防いだ以上に刺しています。これが過剰防衛だと認められれば通常の殺人の半分程度になるし、あるいは捜査の結果、そもそも防衛の事実が認められなかったとしても、親族間・これまでに暴力を振るわれていた・自首・子供も小さいなどの有利な情状を考慮してやはり軽くなります。いずれにしても執行猶予がつくことは期待薄です。執行猶予がつくのは暴力が長年にわたったなどの事情がある場合に限られているのです。立場を変えて、被害者の親や子供さんにしてみれば、息子や父親が殺されても

仕方ないほど悪かったとはどうも思えないでしょう。判決は懲役5年以上10年未満といったところでしょうか。刑務所で真面目に務めれば、仮釈放がついて刑期より早めに釈放されます。さて、弁護士会から派遣されてくる担当者が経験者ばかりならよいのですが、若くてあまり経験のない人もいるとはよく聞きます。ですが現時点で、刑事事件に詳しい信頼できる弁護士に頼めるといっているのであれば格別、今から探しているうちに起訴の日が来ます。起訴時には検察の求刑も決まっていますので、弁に大きく左右されますので、弁護士を変えたからめざましく良い結果が出ると思えません。